

# 審 査 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第78条第5項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請） 福岡県警察関係手数料条例第13条（道路使用許可等に関する手数料） 福岡県警察関係手数料条例第17条（手数料の免除）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察署の交通担当課・警部交番 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 高速道路交通警察隊 警察本部交通規制課許可第一係（092-641-4141 内5173）
備 考：